平成 28 年３月３日

各　位

東京都品川区西五反田一丁目 21 番８号
株　式　会　社　ガ　イ　ア　ッ　ク　ス
代 表 執 行 役 社 長　　上 田　　祐 司
（コード番号：3775　名証セントレックス）
（連絡先）執行役管理本部長　野澤　直人
TEL　03－6869－0005（直通）

新株予約権（有償ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は平成 27 年３月２日に「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」で開示し、当社又は当社関係会社の執行役、取締役、監査役又は従業員に対して発行した新株予約権について、そのすべてが消滅することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．消滅の対象となる新株予約権の内容

(1) 取締役会決議日	平成 27 年３月２日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 30 年４月 13 日～平成 31 年４月 12 日
(3) 新株予約権の割当対象者	当社又は当社関係会社の執行役、取締役、監査役又は従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	１株当たり 2,578 円
(5) 発行した新株予約権の数	5,000 個
(6) 消滅後の新株予約権の数	0 個

２．新株予約権の消滅の理由

当社普通株式の普通取引終値の平均値が、平成 28 年２月３日から平成 28 年３月３日までの連続する 21 取引日において、行使価額の 25%を下回ったことから、当社が発行した上記新株予約権については、下記に記載の新株予約権の行使条件を満たさなくなったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

＜当該新株予約権の行使条件一部抜粋＞

① 新株予約権者は、以下の二つの条件がいずれも満たされた場合に限り、本新株予約権を行使できる。

(a)平成27年12月期から平成29年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）に記載される営業利益が２億円を超過し、かつ、かかる期の有価証券報告書が提出されたこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会で定めるものとする。

(b)割当日から３年間の期間について、どのような連続する21取引日についても、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が行使価額の 25%を下回らなかったこと。

３．新株予約権の消滅日

平成28年３月３日

４．今後の見通し

当該新株予約権の消滅による業績へ与える影響は軽微であります。

以　上